○経済産業省告示第百二号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第二百二十六号）の施行に伴い、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和七年六月三十日　　経済産業大臣　武藤　容治

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「内閣サイバーセキュリティセンター」を「国家サイバー統括室」に改める。

一　石油精製業の事業適応の実施に関する指針（令和三年経済産業省告示第百五十五号）　三(4)

二　自動車産業の事業適応の実施に関する指針（令和三年経済産業省告示第百六十号）　三(5)

三　化学産業の事業適応の実施に関する指針（令和三年経済産業省告示第百六十一号）　三(4)

附　則

この告示は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

○環境省告示第五十八号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第三十六条の二十四第一項の規定に基づき、株式会社脱炭素化支援機構支援基準（令和四年十月環境省告示第七十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年六月三十日　　環境大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
1　支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準 機構の支援の対象となる対象事業活動は、次の⑴から⑷までに定める基準をいずれも満たすこととする。 ⑴　政策的意義 ①　世界全体での1.5℃目標の達成及び我が国における2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第８条第１項の規定に基づき定められる地球温暖化対策計画に定める我が国の温室効果ガスの排出の削減の量に関する目標も踏まえ、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）に資するものであること（中長期的に脱炭素社会への移行を促すものであることを含む。）。 ②～④　（略） ⑵・⑶　（略） ⑷　地域における合意形成、環境の保全及び安全性の確保 脱炭素化を着実に推進するため、適切なコミュニケーションの確保、環境配慮及び関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが不可欠であることを踏まえ、地域における合意形成が図られ、適正に環境配慮がなされ、安全性が確保された対象事業活動を促進するべく、開発が伴う対象事業活動は、以下の事項を満たしていること。 ①　（略） ②　法第21条第７項及び第８項に基づく促進区域の設定に関する基準並びに同条第５項第２号に基づく促進区域の設定等を通じて地方公共団体が示した環境配慮の考え方に従っていること。 ③　（略）	1　支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準 機構の支援の対象となる対象事業活動は、次の⑴から⑷までに定める基準をいずれも満たすこととする。 ⑴　政策的意義 ①　脱炭素社会の実現に向けて、2050年カーボンニュートラル及び2030年度に温室効果ガスの排出の量を2013年度から46％削減し、さらに50％の高みに向けて挑戦を続けるという目標も踏まえ、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）に資するものであること（中長期的に脱炭素社会への移行を促すものであることを含む。）。 ②～④　（略） ⑵・⑶　（略） ⑷　地域における合意形成、環境の保全及び安全性の確保 脱炭素化を着実に推進するため、適切なコミュニケーションの確保、環境配慮及び関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが不可欠であることを踏まえ、地域における合意形成が図られ、適正に環境配慮がなされ、安全性が確保された対象事業活動を促進するべく、開発が伴う対象事業活動は、以下の事項を満たしていること。 ①　（略） ②　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条第７項及び第８項に基づく促進区域の設定に関する基準並びに同条第５項第２号に基づく促進区域の設定等を通じて地方公共団体が示した環境配慮の考え方に従っていること。 ③　（略）

その他告示

○内閣厚生労働省告示第二号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の四第一項及び第二項の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成三年厚生省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

別表第六中「東日本電信電話株式会社」を「ＮＴＴ東日本株式会社」に、「西日本電信電話株式会社」を「ＮＴＴ西日本株式会社」に改める。